大阪市水道局技術研修等受講費算定基準

（平成 23 年 5 月 13 日局長決）

（趣旨）

第１条　この基準は、大阪市水道局技術研修等に係る市外からの受講申込の取扱要綱の第６条第２項の規定に基づき、受講費の算定に関し必要な基準を定めるものとする。

（研修実施原価）

第２条　研修実施原価には次の費用を算入するものとする。

①　講師及び講師補助業務にかかる人件費（間接人件費を含む。）
②　建物にかかる使用料相当額
③　研修設備にかかる使用料相当額
④　研修機器にかかる使用料相当額
⑤　備消品費
⑥　光熱水費

（維持管理経費）

第３条　維持管理経費は、前条③及び④の費用に対し 10 分の２を乗じて得た額とする。

（諸経費）

第４条　諸経費は、第２条①及び⑤の費用に対し 10 分の２を乗じて得た額とする。

（受講費の算定方法）

第５条　研修ごとに、前３条に規定する費用について合算した額を想定受講者数で除したものを基準額として算定する。

２　基準額の 1,000 円未満の端数を切り上げて 1,000 円単位とした額に、100 分の 110 を乗じて得た額をもって受講費とする。

（消費税及び地方消費税相当額）

第６条　受講費には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

（受講費の見直し）

第７条　受講費については、次の各号の定めにより見直すことができるものとする。

（１）技術研修等の内容に変更があったとき
（２）その他局長が必要と認めたとき

（その他必要な事項）
第８条　この基準に定めるもののほか、受講費に関し必要な事項は、研修・厚生担当課長が別に定める。

附 則
この基準は、平成 29 年４月１日から施行する。

附 則
この基準は、令和２年４月１日から施行する。

附 則
この基準は、令和８年 11 月２日から施行する。